

はじめに

大阪府域のマンション建設現場や工場跡地などで土壌汚染の発見が増加している。土壌は、人が直接摂取したり、土壌中の汚染物質が地下水を通じて人の口に入る可能性があることから、土壌汚染がもたらす健康影響について府民の関心が高まっている。また、土壌汚染が発見された結果、建設中のマンションが取り壊されたり、都市再開発事業の工期の延長や事業費の増加が生じるなどの経済的な損失も発生してきている。

大阪府では、これまで、汚染が確認された事業者に対して対策を指導してきたほか、揮発性有機化合物を使用する大規模事業場に対して、土壌・地下水の汚染状況に関する調査の実施を指導してきており、一定の効果をあげてきたところである。

しかしながら、土壌汚染対策を具体的に規定した法制度がなく、個々の事例に応じ、事業者等の協力を求めて調査や対策を進めていることから、調査や対策を実施する者とそうしない者との間で不公平が生じたり、必要な対策が迅速に実施されない場合があるといった問題などが生じている。このため、土壌汚染対策の実施者や実施契機、土壌汚染の対策手法等といった土壌汚染対策に関する具体的な仕組みを規定した法制度の創設が産業界や市民団体等から強く求められるところとなっている。

土壌汚染対策制度の創設にあたっては、土壌汚染が、局所的な事例が多く、確認されにくい汚染であること、移動性が低く希釈・拡散されにくく、長期間にわたって汚染状態が持続する蓄積性の汚染であること、汚染の存在箇所が所有権等の私権の対象であること等従来の公害事象とは異なる特質があり、こうした特質を踏まえて実効性あるものにする必要がある。また、土壌汚染が拡散し、人の健康に影響を及ぼすおそれが生じてから対策等を行うのではなく、その影響を未然に防止するという観点も重要である。さらに、検討の途上で、適切に土壌汚染の環境リスクを管理することを基本的考え方とする政府の土壌汚染対策に関する法案の内容が明らかになったことから、それを念頭におくことが必要である。

本検討会は、このような観点を踏まえつつ、大阪府の土壌汚染対策の骨格となる考え方について4回にわたる検討をおこなってきた。本報告書はその検討結果を取りまとめたものである。

平成14年3月

大阪府土壌・地下水汚染対策検討委員会

委員長 村岡浩爾